

唱更の名の事由いまだ詳なる説をきかず、古事記傳に隼人の別稱のごとく説はれたるも、なほ穩當ならぬこゝちせられつるに、此ごろふと史記の中に見あたりたる事のあるに據りて、考たる説のいできたるを試にいふべし。さるは其史記の吳王濞傳に、漢文帝の時、濞が封國に在て反心ある状を云へる下に、其居國以銅鹽故百姓無賦、卒賦更輒與平賈とあるを、正義に、踐更若今唱更行更者也、言民自著卒更有三品、有卒更有踐更、有過更、古者正卒無常人皆當迭之、是爲卒更、貧者欲雇更、錢者次直者出錢雇之、月二千、是爲踐更、天下人皆直戍邊三日、亦各爲更、律所謂繇戍也、雖丞相子亦在戍邊之調、不可人々自行三日戍不行者出錢三百入官、官給成者是爲過更、此漢初因秦法而行之、後改爲謫、乃戍邊一歲といへり、今その大意を考るに、史記にいはゆる踐更は漢世の制に邊塞の成卒をいふ稱にて、唐世の制に唱更行更などいふと、おほかた同じ趣なる成卒の稱なりといへるなり、こなたの唱更も、その唐制に准へて擬びたまへる成卒の稱なりとぞきこえたる、然るは上に舉たる續紀に、大寶二年十月云々と載されたる前に、八月丙申朔、薩摩多樹二國なり、同紀和銅二年六月の事、下に薩摩多福兩國司と見ゆ、隔化逆命、於是發兵征討、遂校戶置吏、九月戊寅、討薩摩隼人、軍士授勳有差とみえて、此二件を併考るに、此時逆命たるは二國の隼人なるが、薩摩えいた、十月におよびて、上に舉たるがごとく、唱更國司等今薩摩、言於國內要害之地建柵置戍守之許焉と載られたるは薩摩國の要害の地に、隼人を守る押の柵を建て、成卒を置むと奏せるを許し給へるなり、この時その柵を建て、成卒を置れたるに、かの唐制の唱更の稱を擬びて、薩摩を唱更國と改められたるを、○註こゝには國司の稱におよばしたるうへをもてかく記されたるにて、注に今薩摩國也とあるは、後にその成柵を廢め成卒を置る、さまも替られたるによりて、舊の薩摩の名に復されたりける御世になりて、此紀を撰されたるが故に、今薩摩國也とことわり記されたるなるべし。はしき記されさまなり、拾芥抄改名所々部に、薩摩國元